

令和2年5月8日

保護者様

墨田区教育委員会事務局
指導室長 加藤 康弘
墨田区立緑小学校
校長 近藤 幸弘

臨時休業期間中における学習及び登校可能日について

日頃より、墨田区の教育の推進にご理解とご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止を目的として、非常事態宣言の期間が延期となったことを踏まえ、5月7日から31日まで臨時休業を継続することとなりました。保護者の皆様には、多大なご負担やご心配をおかけしているところです。

つきましては、休業期間の長期化に伴い、子供たちに対する学習及び登校可能日について、下記の通り実施いたします。

保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 子供たちに対する家庭学習を通じた学習の考え方について

学年によって状況は異なりますが、4月以降の臨時休業により、本来学校で学ぶべき学習が十分に行えない状況が続いており、子供たちの学習を保障する必要があります。また、外出する機会も制限されている中、体を動かしてストレスを発散させることも必要です。

学校と家庭とで連携して以下の内容を進めていきます。

- (1) 学校は、子供が自宅などにいる状況であっても、規則正しい生活及び学習習慣を身に付け、学習できるように課題を示すことで、家庭学習への指導を行います。
- (2) 子供は、学校から渡されるスケジュール表に沿って、教科書や学校から配付されるプリントなどを使って学習を行っていきます。
- (3) 課題の配付と提出のやり取りを通して、学校再開後を見据えた教員と子供の関係を、円滑に構築していきます。

2 家庭学習の進め方について

家庭学習の課題として、教科書や4、5月に学習する予定だった内容を中心にしてプリントを準備します。この課題を、学校が設定する登校可能日に子供に配付します。子供が来られない場合は、保護者に学校に受け取りに来ていただくようお願いいたします。

課題は、一週間分です。合わせて一週間の学習スケジュール表も配布しますので、それに沿いながら規則正しい生活習慣と学習習慣も身に付けられるよう、保護者の方からも声掛けをお願いいたします。

3 登校可能日について

登校可能日は、感染予防及び拡大の防止に最大限努めるという臨時休業の趣旨を踏まえた上で、学校において、教員による子供の健康状況の確認や学習課題の配付や受け取り、子供が学習に対する質問や生活の悩みを話したり校庭で運動したりするなど、子供の居場所を提供することを目的とし、一週間に1回、1時間程度で行います。

なお、この登校可能日は臨時休業期間中の実施ですので、学校での授業日という扱いではありません。よって、発熱等の風邪の症状が見られる場合はもちろん、感染が心配なため学校に行かせないのご判断した場合であっても欠席扱いにはなりません。ただし、子供が家庭学習の課題の受け取りや提出ができない場合は、保護者の方に行ってくださいようお願いいたします。その際の受け取り時間等については学校へお問い合わせください。

4 学校再開後について

臨時休業期間中に家庭で学習したことについては、学校再開後に確認を行い、子供の学習の定着度を把握します。また、学習内容について授業で復習を行います。理解が十分ではない子供に対しては、個別に指導を行い学力の定着に努めます。

以上のような家庭での学習状況や成果、学校での定着度の確認や個別指導の状況を学習評価に反映していきます。

5 臨時休業期間中の登校可能日のスケジュール

学校便り 5月号でお知らせいたします。

6 感染症予防策の徹底について

実施にあたっては「3つの密（密閉、密集、密接）」を回避することを最優先に、校庭で行うことを原則とし、天候等によって体育館等の十分広く換気が可能な場所で行います。マスクの着用、うがい手洗い、アルコール消毒の徹底、人の間隔を空ける、換気を十分に行うなど、感染防止に努めます。

7 登校下校について

学校でも地域に教員が立つ等、安全に配慮いたしますが、保護者の皆様からも、子供の登下校について交通事故等に気を付けること、寄り道などをしないことなど安全に気を付けるようにお話しいただきますよう、お願いいたします。

特に1年生につきましては、保護者の方が送り迎えをしていただくなど、ご協力をお願いします。ただし、学校では待機していただく場所を用意することができませんので、その点ご了承ください。

【お問合せ】

墨田区立緑小学校 副校長

3 6 3 4—6 8 7 6